

官民データ活用推進基本計画実行委員会
港湾の電子化（サイバーポート）推進委員会の運営について

平成30年11月2日
官民データ活用推進基本計画実行委員会
港湾の電子化（サイバーポート）推進委員会座長決定案

「港湾の電子化（サイバーポート）推進委員会の開催について」（平成30年11月1日官民データ活用推進基本計画実行委員会会長決定）第7項の規定に基づき、港湾の電子化（サイバーポート）推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について、以下のとおり決定する。

1. 委員会の行う調査・検討内容については、「官民データ活用推進基本計画実行委員会」に対し報告するものとする。
2. 委員会には座長代理を置くことができる。座長代理は構成員のうちから座長が指名する。座長代理は座長に事故があるときに、その職務を代理する。
3. 委員会は原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。なお、委員会の議事要旨を作成し、委員会終了後速やかに公開する。
4. 委員会で配布された資料は、委員会終了後速やかに公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。